

国立大学法人九州大学契約事務取扱要領の一部を改正する要領

実 施：令和5年9月1日

国立大学法人九州大学契約事務取扱要領の一部を次のように改正する。

(新)	(旧)
(略)	(略)
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 <u>この要領において「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。</u>	
(略)	(略)
(入札の執行)	(入札の執行)
第6条 (略)	第6条 (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
7 競争加入者に電磁的方法により入札書を提出させるときは、第5項の規定にかかわらず、当該入札書その内容が認知できない方法により、入札執行の場所に提出させなければならない。	7 競争加入者に電子情報処理組織を使用する方法により入札書を提出させるときは、第5項の規定にかかわらず、当該入札書その内容が認知できない方法により、入札執行の場所に提出させなければならない。
(略)	(略)
(契約基準)	(契約基準)
第16条 本学において発注する工事に関する請負契約、製造に関する請負契約、役務に関する請負契約及び物品の供給に関する契約を締結する場合は、別記1から4に定める契約基準によるものとする。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合は、当該部分を除外することができる。	第16条 (同左)
2 (略)	2 (略)
(略)	(略)
別記1	別記1
工事請負契約基準	工事請負契約基準
(略)	(略)
(契約の保証)	(契約の保証)
第4 (略)	第4 (略)
2 <u>受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</u>	
3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第7項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としな	2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としな

なければならない。

4・5 (略)

6 受注者が、第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証又は第4項に規定する保証を付す場合は、当該保証は第5.4第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

7 請負代金額の変更があった場合には、第1項の場合においては、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、第4項の場合においては、保証の額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

8 受注者が、第1項第2号又は第3号に規定する保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号若しくは第5号又は第4項に規定する保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(略)

(一般的損害)

第28 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(第29第1項若しくは第2項又は第30第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第5.8第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第5.8第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下第29において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2・3 (略)

(不可抗力による損害)

第30 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)であつて、発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの

なければならない。

3・4 (略)

5 受注者が、第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証又は第3項に規定する保証を付す場合は、当該保証は第5.1第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

6 請負代金額の変更があった場合には、第1項の場合においては、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、第3項の場合においては、保証の額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

7 受注者が、第1項第2号又は第3号に規定する保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号若しくは第5号又は第3項に規定する保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(略)

(一般的損害)

第28 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(第29第1項若しくは第2項又は第30第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第5.5第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第5.5第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下第29において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2・3 (略)

(不可抗力による損害)

第30 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)であつて、発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの

<p>(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第5 8第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下第3 0において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物等であって第1 3第2項、第1 4第1項若しくは第2項又は第3 8第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち請負代金額の1 0 0分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、<u>災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の1 0 0分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の1 0 0分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、<u>「損害合計額」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(前金払)</p> <p>第3 5 (略)</p> <p><u>2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約</u></p>	<p>(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第5 5第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下第3 0において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物、<u>仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具</u>であって第1 3第2項、第1 4第1項若しくは第2項又は第3 8第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち請負代金額の1 0 0分の1を超える額を負担しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の1 0 0分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の1 0 0分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(前金払)</p> <p>第3 5 (略)</p>
---	---

の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、第2項及び前項の規定を準用する。

5 (略)

6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4 (第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6) から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。以下同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。以下同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5 (第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6) を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38又は第39の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5 (第4項の規定により中

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 (略)

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4 (第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6) から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。以下同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。以下同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5 (第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6) を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38又は第39の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5 (第3項の規定により中

<p>間前払金の支払を受けているときは10分の6)の額を差し引いた額を返還しなければならない。</p> <p><u>9</u> 発注者は、受注者が<u>第7項</u>の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく、契約日時点における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(以下「遅延利息率」という。)を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>(保証契約の変更)</p> <p>第36 受注者は、第35<u>第6項</u>の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> 受注者は、<u>第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。</u>この場合において、受注者は、<u>当該保証証書を寄託したもの</u>とみなす。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>(国庫債務負担行為に係る契約の特則)</u></p> <p>第40 国庫債務負担行為に係る契約において、<u>発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額を変更することができる。</u></p> <p>(国庫債務負担行為に係る契約の前金払の特則)</p> <p>第41 国庫債務負担行為に係る契約の前金払については、<u>第35中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末)」と、第35及び第36中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第38第1項の請負代金相当額(以下第41及び第42において「請</u></p>	<p>間前払金の支払を受けているときは10分の6)の額を差し引いた額を返還しなければならない。</p> <p><u>8</u> 発注者は、受注者が<u>第6項</u>の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく、契約日時点における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(以下「遅延利息率」という。)を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>(保証契約の変更)</p> <p>第36 受注者は、第35<u>第5項</u>の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(略)</p>
--	---

負代金相当額」という。)が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定より準用される第35第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払を請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第35第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36第4項の規定を準用する。

(国庫債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第42 国庫債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請

<p>求することはできない。</p> <p>2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。</p> <p>(1) 中間前払金を選択しない場合</p> $\frac{\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9 / 10 - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) - \{ \text{請負代金相当額} - (\text{前会計年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額}) \} \times \text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額}}$ <p>(2) 中間前払金を選択した場合</p> $\frac{\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9 / 10 - \text{前会計年度までの支払金額} - (\text{請負代金相当額} - \text{前会計年度までの出来高予定額}) \times (\text{当該会計年度前払金額} + \text{当該会計年度の中間前払金額}) / \text{当該会計年度の出来高予定額}}$ <p>3 第1項本文の規定にかかわらず、中間前払金を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。</p> <p>(契約不適合責任)</p> <p>第43 (略) (契約保証金)</p> <p>第44 (略) (公共工事履行保証証券による保証の請求)</p> <p>第45 第4第1項又は第4項の規定による保証が付された場合において、受注者が第46各号又は第47各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう、請求することができる。</p> <p>2～4 (略) (発注者の催告による解除権)</p> <p>第46 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、発注者はこの契約を解除することができな</p>	<p>(契約不適合責任)</p> <p>第40 (略) (契約保証金)</p> <p>第41 (略) (公共工事履行保証証券による保証の請求)</p> <p>第42 第4第1項又は第3項の規定による保証が付された場合において、受注者が第43各号又は第44各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう、請求することができる。</p> <p>2～4 (略) (発注者の催告による解除権)</p> <p>第43 (同左)</p>
---	---

<p>い。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 正当な理由なく、<u>第43</u>第1項の履行の追完がなされないとき。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p><u>第47</u> 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が<u>第46</u>の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下<u>第47</u>において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下<u>第47</u>において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。</p> <p>(10) <u>第50</u>又は<u>第51</u>の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(11) <u>第55</u>第1項又は第2項の各号の規定のいずれかに該当するとき。</p> <p>(12) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者<u>その他経営に実質的に関与している者</u>を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者<u>その他経営に実質的に関与している者</u>をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。</p> <p>ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 正当な理由なく、<u>第40</u>第1項の履行の追完がなされないとき。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p><u>第44</u> (同左)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が<u>第43</u>の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下<u>第44</u>において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下<u>第44</u>において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。</p> <p>(10) <u>第47</u>又は<u>第48</u>の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(11) <u>第52</u>第1項又は第2項の各号の規定のいずれかに該当するとき。</p> <p>(12) (同左)</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正</p>
---	--

<p>正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど<u>している</u>と認められるとき。</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ <u>役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている</u>と認められるとき。</p> <p>ホ 役員等が、<u>暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している</u>と認められるとき。</p> <p>ヘ・ト (略)</p> <p>(発注者の任意解除権)</p> <p><u>第48</u> 発注者は、工事が完成するまでの間は、<u>第46</u>又は<u>第47</u>の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p><u>第49</u> <u>第46</u>各号又は<u>第47</u>各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、<u>第46</u>及び<u>第47</u>の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>(受注者の催告による解除権)</p> <p><u>第50</u> (略)</p> <p>(受注者の催告によらない解除権)</p> <p><u>第51</u> (略)</p> <p>(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p><u>第52</u> <u>第50</u>又は<u>第51</u>各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、<u>第50</u>及び<u>第51</u>の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p><u>第53</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の場合において、<u>第35(第41において準用する場合を含む。)</u>の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第38及び<u>第42</u>の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、<u>解除が第46、第47又は第54第3項の規定</u>によるときにあっては、その余剰額に前払金の</p>	<p>の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど<u>した</u>と認められるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ・ト (略)</p> <p>(発注者の任意解除権)</p> <p><u>第45</u> 発注者は、工事が完成するまでの間は、<u>第43</u>又は<u>第44</u>の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p><u>第46</u> <u>第43</u>各号又は<u>第44</u>各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、<u>第43</u>及び<u>第44</u>の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>(受注者の催告による解除権)</p> <p><u>第47</u> (略)</p> <p>(受注者の催告によらない解除権)</p> <p><u>第48</u> (略)</p> <p>(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p><u>第49</u> <u>第47</u>又は<u>第48</u>各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、<u>第47</u>及び<u>第48</u>の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p><u>第50</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の場合において、<u>第35</u>の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第38の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、<u>解除が第43、第44又は第51第3項の規定</u>によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ遅延利</p>
--	--

<p>支払の日から返還の日までの日数に応じ遅延利息率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第48、第50又は第51の規定による時にあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46、第47又は第54第3項の規定による時は発注者が定め、第48、第50又は第51の規定による時は、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p>9 (略)</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p><u>第54</u> 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に請求することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第46又は第47の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害の賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1) 第46又は第47の規定により、工事目的物の完成前に、この契約が解除されたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 第2項の場合(第47第9号又は第12号の規定により、この契約が解除された場合を除く)において、第4の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。</p> <p>(談合等不正行為があった場合の賠償金等)</p> <p><u>第55</u> (略)</p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p><u>第56</u> 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の</p>	<p>息率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第45、第47又は第48の規定による時にあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43、第44又は第51第3項の規定による時は発注者が定め、第45、第47又は第48の規定による時は、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p>9 (略)</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p><u>第51</u> (同左)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第43又は第44の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(1) 第43又は第44の規定により、工事目的物の完成前に、この契約が解除されたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 第2項の場合(第44第9号又は第12号の規定により、この契約が解除された場合を除く)において、第4の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。</p> <p>(談合等不正行為があった場合の賠償金等)</p> <p><u>第52</u> (略)</p> <p>(受注者の損害賠償請求権等)</p> <p><u>第53</u> (同左)</p>
--	---

<p>社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。</p> <p>(1) <u>第50</u>又は<u>第51</u>の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(契約不適合責任期間等)</p> <p><u>第57</u> 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、<u>第32</u>第4項又は<u>第5</u>項(<u>第39</u>においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下<u>第57</u>において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下<u>第57</u>において「請求等」という。)をすることができない。</p> <p>2～10 (略)</p> <p>(火災保険等)</p> <p><u>第58</u> 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下<u>第58</u>において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下<u>第58</u>において同じ。)に付さなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(制裁金等の徴収)</p> <p><u>第59</u> (略)</p> <p>(あっせん又は調停)</p> <p><u>第60</u> (略)</p> <p>(仲裁)</p> <p><u>第61</u> 発注者及び受注者は、その一方又は双方が<u>第60</u>の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、<u>第60</u>の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。</p> <p>(<u>情報通信の技術を利用する方法</u>)</p> <p><u>第62</u> <u>契約書及びこの契約基準において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u></p> <p>(補則)</p> <p><u>第63</u> (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(1) <u>第47</u>又は<u>第48</u>の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(契約不適合責任期間等)</p> <p><u>第54</u> 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、<u>第32</u>第4項又は<u>第5</u>項(<u>第39</u>においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下<u>第54</u>において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下<u>第54</u>において「請求等」という。)をすることができない。</p> <p>2～10 (略)</p> <p>(火災保険等)</p> <p><u>第55</u> 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下<u>第55</u>において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下<u>第55</u>において同じ。)に付さなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(制裁金等の徴収)</p> <p><u>第56</u> (略)</p> <p>(あっせん又は調停)</p> <p><u>第57</u> (略)</p> <p>(仲裁)</p> <p><u>第58</u> 発注者及び受注者は、その一方又は双方が<u>第57</u>の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、<u>第57</u>の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。</p> <p>(補則)</p> <p><u>第59</u> (略)</p> <p>(略)</p>
--	---

別記2

製造請負契約基準

(略)

(発注者の催告によらない解除権)

第27 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1)～(11) (略)

(12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時製造の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ (略)

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ・ト (略)

(略)

(情報通信の技術を利用する方法)

第39 契約書及びこの契約基準において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第40 (略)

(略)

別記2

製造請負契約基準

(略)

(発注者の催告によらない解除権)

第27 (同左)

(1)～(11) (略)

(12) (同左)

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時製造請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

三 (略)

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ・ト (略)

(略)

(補則)

第39 (略)

(略)

別記3

役務請負契約基準

(略)

(発注者の催告によらない解除権)

第23 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1)～(10) (略)

(11) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時役務の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ (略)

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ・ト (略)

(略)

(情報通信の技術を利用する方法)

第35 契約書及びこの契約基準において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第36 (略)

(略)

別記3

役務請負契約基準

(略)

(発注者の催告によらない解除権)

第23 (同左)

(1)～(10) (略)

(11) (同左)

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時役務請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

三 (略)

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ・ト (略)

(略)

(補則)

第35 (略)

(略)

別記4

物品供給契約基準

(略)

(発注者の催告によらない解除権)

第13 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、供給者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1)～(11) (略)

(12) 供給者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（供給者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、供給者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の供給契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ (略)

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(略)

(情報通信の技術を利用する方法)

第25 契約書及びこの契約基準において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第26 (略)

附記

この要領は、令和5年9月1日から実施する。

別記4

物品供給契約基準

(略)

(発注者の催告によらない解除権)

第13 同左

(1)～(11) (略)

(12) (同左)

イ 役員等（供給者が個人である場合にはその者を、供給者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品供給契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ (略)

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(略)

(補則)

第25 (略)